

産業事故の越境影響に関する国連歐州経済委員会
条約について

一之瀬 高 博

- 一 はじめに
- 二 本条約の周辺
- 三 本条約の概要
- 四 本条約の特徴
- 五 おわりに

一 はじめに

現代の産業活動は、その技術の高度化や規模の大型化にともない、ひとたび事故に遭遇し制御不能の状態に陥つ

た場合には、甚大な被害をもたらしうる性質のものであることが今日明らかになっている。実際、一九七六年のイタリア・セベソ化学工場事故、一九八四年のインド・ボパールの有毒ガス流出事故、一九八六年のソ連・チエルノブイリ原発事故、一九八六年のスイス・バーゼルの化学会社火災事故は、産業事故がどれほど深刻な影響をもたらすものであるかをわれわれに教えると同時に、産業活動を通じて取り扱われる危険な物質がいかに管理されるべきかについて、重要な問題を提起したといえる。これらの事件を契機に、産業事故の発生防止と万一発生した場合の対処のしかたについての取組みの必要性が、国内的なレベルにおいてもまた国際的なレベルにおいても、いっそり喚起されることとなつた。

このような背景のなか、一九九二年三月一七日にヘルシンキにおいて、国連欧州経済委員会（以下、ECEとする）のもとで、産業事故越境影響条約が採択された⁽¹⁾。本条約は、事前防止から、事故発生時、そして事後の国際協力に至るまで、産業事故に対処するためのさまざまな方策を用意しており、包括的な内容を持つものとなつている。本条約は、今のところ未発効であり⁽²⁾、国際法上の実定法規という位置づけは与えられないけれども、広範な地理的範囲を持つECEのもとで採択された条約でもあるため、産業事故に国際社会がどのように対処すべきかについての、一つの有効な考え方を提示するものと考えられる。そこで、以下において、本条約の内容を紹介するとともに、若干の検討を試みることにしたい。

二 本条約の周辺

ECEは、環境の分野においてこの条約の他にも、一九七九年の長距離越境大気汚染条約とその一連の議定書⁽⁴⁾、

一九九一年の越境環境影響評価条約⁽⁵⁾、および一九九二年の越境水路と国際湖沼の保護と利用に関する条約⁽⁶⁾を作成している。本条約は、以上の条約とともにECEの環境政策の一翼を担っている。本条約は、産業事故を対象とするという点で、主として通常の活動に伴う不特定の汚染源から生じる汚染に対処する長距離越境大気汚染条約とは対照的であり、また、事故の防止を図るための国際的な手続的規則を導入している点で、越境環境影響評価条約と類似性がある。

IAEAのもとでは、 Chernobyl事故を契機として原子力という限定された分野においてであるが、すでに、一九八六年に原子力事故早期通報条約⁽⁷⁾および原子力事故相互援助条約⁽⁸⁾が採択されている。本条約は、原子力には適用がないため、これらの条約とは適用範囲が異なるが、早期通報や相互援助を規定する点で、これらの条約とも類似性がある。

産業事故の分野においては、EUも取組みを行っている。EUは、セベソ事件を契機に、一九八二年六月二四日に、「特定産業活動の大事故の危険性に関する理事会指令」（セベソⅠ指令）を採択している。この指令はその後、一九九六年一二月九日に採択された、「危険物質に関する大事故の管理に関する理事会指令」（セベソⅡ指令）によって代わられることになっている。⁽¹⁰⁾セベソⅡ指令では産業事故越境影響条約との整合性も考慮されているため、同指令の一九九九年二月の施行にともない、EU構成国の本条約への加入が促進され、本条約が発効に向かうことが期待されている。⁽¹¹⁾

O E C Dにおいても産業事故に対する取組みがなされてきた。O E C Dは本条約と同様に、国境を越える環境影響に着目し、事故に関する情報の国境を越える交換およびその際の被影響国の公衆の情報へのアクセスということに重点を置いてきた。一九八八年二月には、有害物質に関する事故に関するO E C D会議が開催され、これを踏ま

えて同年七月八日に、「越境損害を引き起こす可能性のある事故の情報の交換に関する理事会決定」（以下、越境事故情報交換決定、とする）が採択されている。⁽¹²⁾

本条約の周辺には、このように、すでに産業事故に対処するためのいくつかの国際的なしくみが存在しており、これらも本条約を理解する一助となると考えられる。⁽¹³⁾

三 本条約の概要

本条約は三二カ条の本文と一三の附属書から構成されているが、その内容はいくつかの部分に分けることができる。すなわち、第一に、本条約の中心にえられている産業事故の防止、準備、対応および国際協力といった概念とその基本的な考え方、第二に、防止措置や準備措置をとる前提として設けられている手続、第三に、防止、準備および対応の措置の内容、第四に、公衆の手続参加、第五に、国際協力（相互援助）、などである。以下、このような観点から、条約の骨子を概観してみたい。

1 本条約の基本的な考え方

（1）適用範囲

本条約はその適用範囲を、国境を越える重大な環境影響（「越境影響」）を引き起こす可能性のある産業事故の防止、準備および対応、ならびに、そのための国際協力、とする（二条一項）。本条約は、目的規定を含まないが、ここに掲げる方法により産業事故を未然防止し、それに対処しようとする。

(2) 用語の定義

「産業事故」とは、主として施設における、有害物質に関わる活動の管理できない進展に起因する出来事とされる（一条(a)）。これには自然災害によって引き起こされる事故も含まれる（二条一項）。他方、本条約は、原子力事故や放射能の緊急事態、軍事施設の事故、ダムの決壟、陸上輸送の事故、遺伝子操作生物の事故、大陸棚等海洋環境中の活動による事故、および、海洋での石油や有害物質の流出による事故には、適用がないとする（二条二項）。

本条約は、産業事故の未然防止という観点から、産業事故そのもののみならず、それを引き起こしうる原因についても規律しており、産業事故の原因となりうる有害物質に関わる活動を、「有害な活動」として定義する。それによれば、「有害な活動」とは、附属書Iに掲げる一定の値（しきい値）以上の有害物質が存在しまたは存在するおそれのある活動で、かつ、越境影響を引き起こす可能性のあるものとされる（一条(b)）。

産業事故の結果引き起こされる「影響」については、人や動植物相、土壤・水・大気・景観および有形的財産・文化的な遺産等にもたらされる、直接的または間接的な、即時または遅発性の悪影響とされ（一条(c)）、また、「越境影響」とは、ある当事国の管轄権内の重大な影響で、他の当事国の管轄権内に生じた産業事故の結果であるもの、とされる（一条(d)）。

(3) 条約の基本目的

ここでは、本条約がその中心に据えている防止、準備、対応および国際協力の概念を簡単に整理したい。

まず、防止についてであるが、条約は、産業事故の原因となる可能性のある活動、すなわち「有害な活動」に着

目し、そのような活動の安全な遂行を確保することによつて産業事故の防止を達成しようとする。条約は、「有害な活動」について事故の防止のための具体的措置を採用し、それを実施するよう求めている（六条一項）。つぎに、準備は、本来管理のもとに置かれ安全に遂行されるはずの「有害な活動」が、産業事故という万一大事態に至った場合の緊急事態に備えるための措置であり、緊急事態計画の創設や整備がこれに含まれる（八条一項）。また、対応は、産業事故やその差し迫った脅威が存在する場合に、適切な対応措置を講ずることとされる（一一条一項）。国際協力には、産業事故の際の援助の要請とその提供に関する相互援助が規定されている（一二条）。この他、調査および開発、情報交換、ならびに、技術の交換などが、国際協力に含まれている。

（4）一般的義務

以上のような考え方を前提に、本条約は、当事国の義務に関して一般的な規定を設けている。すなわち、当事国は、産業事故の防止、その頻度と程度の軽減およびその影響の緩和のために、条約の枠内で、予防、準備および対応の適切な措置をとりかつ協力しなければならない、とする（三条一項）。これは、当事国の義務の根幹をなす規定である。^{〔14〕}

2 防止措置および準備措置の前提

当事国が防止措置や準備措置を決定する前の段階に、本条約はかなり詳細な一連の手続を定めている。それらは、「有害な活動」の特定、その被影響当事国への通報および原因当事国と被影響当事国との間の協議からなる。

(1) 有害な活動の特定

まず、産業事故を引き起こす可能性のある「有害な活動」が特定される。「有害な活動」は、危険物質が一定量以上存在しましたはそのおそれがあり（附属書I）、かつ、越境影響を引き起こす可能性が合理的にあるものであるが、原因当事国が、自国の管轄権内の「有害な活動」を特定することとされており、その第一次的な判断は、原因当事国に委ねられている（四条一項）。しかし、これに加えて条約は、「有害な活動」の特定につき、いずれかの関係当事国の提案により討議が開始され、それを通じて決定する、というしくみを用意する（四条二項）。そこには、原因当事国の恣意的な判断を排除し、また、被影響当事国の事情を考慮する目的が与えられていると考えられる。⁽¹⁵⁾

(2) 被影響当事国への通報

つぎに、特定された新規のまたは既存の「有害な活動」は、原因当事国によって、被影響当事国に通報されなければならない（四条一項）。原因当事国は、「有害な活動」につき、自国が被影響当事国と考へる当事国に対し、自国の公衆に通報される時点よりも遅れることなく通報を行わなければならないとされる（附属書III二項）。また、この通報には、越境影響に関連する「有害な活動」についての情報および被通報当事国の返答に関する合理的な時間の表示が含まれている必要がある（附属書III三項）。

被通報当事国は、原因当事国に対して、通報を受領したことを通知するとともに、通報に特定された時期までに自国が協議に参加する意図を有するかどうかを返答しなければならない。通報には、その後に用意されている原因当事国と被影響当事国との間の協議の申込の意味が与えられている（附属書III一項）。

(3) 協議の準備

通報を受領した被影響当事国が協議に参加の意向を表明する場合には、関係当事国（原因当事国および被影響当事国）は、協議開始に向けて必要な情報を相互に提供するなどの準備を行う。⁽¹⁶⁾ すなわち、まず、原因当事国は、被影響当事国に、タイム・スケジュール、越境影響およびその評価に関連する情報を提供するとともに、附属書Vの有害な活動についての「分析および評価」文書を提供しなければならない。⁽¹⁷⁾ (附属書III六項、八項)。

また、関係当事国は、影響を被る可能性が合理的にある地域の公衆に通報をおこない、公衆および関連する地域機関に、「分析および評価」文書を配布する手はずを整えなければならない。さらに、当事国は、公衆および地域機関に、有害な活動に対する意見または異議を表明する機会を確保しなければならず、また、この公衆や地域機関の見解が、原因当事国の権限ある機関に、合理的な時間内に伝達されるよう手はずを整えなければならない。⁽¹⁸⁾ (附属書III九項)。後述するように、これは「平等アクセス権」を定める規定であり、ここにいう公衆や地域機関には、被影響当事国のそれらが含まれる（九条一項、二項）。

原因当事国による「分析および評価」文書の提出、および、被影響当事国の公衆の意見表明の機会が、協議の前提条件とされていることは注目される。

(4) 協議

原因当事国は、有害な活動の「分析および評価」文書の完成の後、不當に遅れることなく、被影響当事国と協議に入らなければならない。この協議は、産業事故の際の有害な活動の越境影響およびその影響を緩和する措置についてなされ、可能な代替案（不実施を含む）、緩和措置、相互援助等がその対象とされる（附属書III一〇項）。

関係当事国は、「分析および評価」、公衆および地域機関の意見ならびにこの協議の結果に、適切な考慮が払われるよう確保しなければならない（附属書Ⅲ一項）。また、原因当事国は、活動に関する決定を、その理由および考慮事項とともに、被影響当事国に通報することとされている。⁽¹⁹⁾（附属書Ⅲ一二項）。

このように、本条約は、防止措置や準備措置の内容が、先行する手続の結果によって一定の方向性が与えられる、というしくみを用意している。

防止措置や準備措置の前提となるこの一連の手続については、越境環境影響評価条約の中に規定される手続と、きわめて類似することが指摘できる。この点につき、本条約は、「有害な活動」が、越境環境影響評価条約の環境影響評価に服し、かつ、この条約の産業事故越境影響の評価を含む場合には、越境環境影響評価条約のもとでなされる最終決定は、本条約の要件を満たさなくてはならない、と定める（四条四項）。

3 防止、準備、対応

（1）防 止

当事国は、2に述べた手続を踏まえた上で、産業事故を防止するための措置をとるよう義務づけられている。この措置の内容は附属書Ⅳに例示されており、そこには、(1)安全目標の設定、(2)安全上の措置や基準に関する法規やガイドラインの採択、(3)免許や許認可システム等による有害な活動の特定、(4)有害な活動のリスク分析、安全性の評価、必要な措置を実施するための行動計画、(5)リスク評価に必要な情報の権限ある機関への提供、(6)産業事故の防止および人と環境の保護への最も適当な技術の適用、(7)現場従事者の通常時および非常時の適当な教育と訓練、(8)安全規則実施のための内部的な管理システムとその実施、(9)有害な活動のモニタリング、監査および査察、があ

げられている（六条一項、附屬書IV）。

また、原因当事国は、有害な活動の安全な遂行のために、その運用者に対し、附屬書Vの「分析と評価」に列挙されている情報を提供するよう要求することとされている（六条二項）。

このほか、有害な活動の立地に関して、原因当事国には、越境影響の危険を減少させるような意思決定がなされるよう、政策の立案に努めることが求められている（⁽²⁰⁾七条）。

（2）準 備

（ア）緊急事態計画

当事国は、防止と同様に2で述べた手続を踏まえた上で、産業事故に対応するための適切な緊急事態の準備、具体的には緊急事態計画を、創設し維持するために適切な措置をとるよう義務づけられている。緊急事態計画についての条約の規定はつぎのとおりである。まず、関係当事国は、緊急事態計画を相互に通報する義務を負う（八条一項）。緊急事態計画は、緊急事態を局地的なものにし、越境影響を防止あるいは最小化するために必要な行動を含むべきとされ、それには、住民への警報、住民の避難、保護、救助、健康サービスの手はずが含まれる（附屬書VII二項）。また、当事国は、現場での義務を有害な活動の運用者が負うよう確保するものとされ（八条一項）、緊急事態計画には、現場の職員、影響を受けるおそれのある住民および救助隊に対する技術上・組織上の手続の詳細が示さるべきとされる（附屬書VII三項）。この緊急事態計画には、「現場における緊急事態計画」、すなわち、事故の発生した有害な活動の現場で実施されるものと、「現場外の緊急事態計画」、すなわち、発生源ではなく、事故の影響が及ぶ可能性のある地域でとられるものの、二種類がある。

有害な活動についての「現場における緊急事態計画」は原因当事国によって、その準備と実施が確保されなければならない（八条二項）。これに含まれる事項にはつぎのものが例示されている。すなわち、(a)緊急事態に対処するための現場における組織上の役割と責任、(b)産業事故またはその切迫した脅威の際に、状態や事態を管理するためにとられるべき行動の記述（または、そのような記述の所在についての情報）、(c)利用できる装備や手段の記述、(d)産業事故の早期警報を現場外の緊急対応に責任を負う公的機関に提供するための手はず、(e)職員の訓練、である（附属書VII四項）。

他方、有害な活動についての「現場外の緊急事態計画」はすべての当事国によって、その準備と実施が確保されなければならない。これに含まれる事項にはつぎのものが例示されている。すなわち、(a)緊急事態に対処するための現場外の組織上の役割と責任、(b)救急・医療職員によつてとられる方法と手続、(c)影響を受ける地域を迅速に決定する方法、(d)被影響当事国への迅速な産業事故の通報を確保するための手はずを実施するために必要な方策の特定、(f)公衆へ情報を提供するための手はず、(g)訓練と演習の手はず、である（附属書VII五項）。この計画の策定にあたつては、附属書Vの有害な活動についての「分析と評価」に考慮が払われなければならず、また、関係当事国には、現場外の緊急事態計画に相互の共通性を持たせるよう努力することが要求されている（八条三項）。

これらの緊急事態計画は、産業事故またはその差し迫った脅威の場合に、関係当事国によりその実施が確保される（一〇条三項）。

(イ) 産業事故通報システム

本条約は、産業事故に際して関係当事国間の早期通報を実現するためのしくみを用意している。それによれば、

当事国は、相互に共通性のある産業事故通報システムの創設と運用を準備するよう義務づけられており（一〇条一項）、越境影響を引き起こす可能性のある産業事故またはその差し迫った脅威の場合に、原因当事国は、このシステムを通じて被影響当事国に、適当なレベルで遅滞なく通報されるよう確保しなければならないとされる（一〇条二項）。このシステムは、データおよび予測の最も迅速な伝達を可能にするために、共通性のあるデータ伝達およびデータ処理システムを用いることとされている（附属書X一項）。この通報の内容には、つぎのことがらが含まれている必要がある（一〇条二項）。すなわち、(a)産業事故の種類と大きさ、関係する有害物質、および起こりうる影響の甚大性、(b)事故の発生時刻と正確な所在地、(c)効果的な対応に必要な利用可能な情報、である（附属書X一項）。また、この通報は適当な間隔または請求により関連情報が補足されるほか、通報システムの試験と点検が（適当な場合には共同で）実施されなければならないとされている（附属書X三項、四項）。

（3）対 応

対応に関する本条約の規定は簡潔である。当事国は、産業事故またはその差し迫った脅威の場合、可能な限り速やかにかつ最も効率的な実施方法を用いて、適切な対応措置がとられるよう確保することとされている（一一条一項）。例えば、すでに触れた緊急事態計画の実施および産業事故通報システムの運用が、これに該当するであろうが、本条約は具体的な対応措置についてとくに規定していない。

他方、本条約は、越境影響を引き起こす可能性のある産業事故またはその差し迫った脅威の場合には、適切な対応措置を取るために、関係当事国に、（適当な場合には共同で）影響の評価を確保することを求めており（一一条二項）、ここには、対応措置に関する手続的規則が設けられている。

4 公衆への情報と公衆の参加

公衆の手続参加については、附属書レベルで前述の2（3）に登場しているが、条約本文にも独立した規定が設けられている。

（1）公衆への情報提供

当事国は（原因当事国に限定されない）、有害な活動に起因する産業事故の影響を受ける可能性のある地域の公衆に対して、適切な情報の提供を確保しなければならない、とされる（九条一項）。情報の伝達は、当事国が適当と考えるルートを用いることができる。伝達される情報は、つぎの内容を含んでいなければならない。すなわち、（1）企業の名称、有害な活動の住所および情報提供者の職務上の地位の特定、（2）リスクを含む有害な活動についての平易な言葉による説明、（3）有害な活動に関する物質や薬剤の一般的な名称またはその危険性についての分類、（4）環境影響評価にもとづく一般的な情報、（5）有害な活動から発生する可能性のある産業事故の性質に関する一般的な情報、（6）産業事故に際して、影響を受ける住民に、どのように警報がなされ通報が維持されるかについての適切な情報、（7）影響を受ける住民がとるべき行動や対応についての情報、（8）産業事故の対処、事態の鎮静化、影響の緩和のために、有害な活動に関してとられる手はずについての情報、（9）現場外の緊急事態計画に関する一般的情報、（10）許認可システム等、有害な活動が国内規則や行政規定上服する、特別な要件や条件についての一般的情報、（11）より一層の関連情報を入手できる場所についての情報である（附属書Ⅲ）。また、この伝達される情報は、附属書Vの有害な活動についての「分析と評価」を考慮すべきとされている。

（2）公衆の手続参加（「平等アクセス権」）

原因当事国は、条約の規定に従いかつ可能で適当な場合はいつでも、影響を被る可能性のある地域内の公衆に、防止および準備措置に関して自己の意見を表明するための手続に参加する機会を与えなければならない、とされる。この参加の機会は原因当事国の国外の公衆についても同様に認められ、原因当事国は、被影響当事国の公衆に与えられる機会が、原因当事国の公衆に与えられる機会と同等であるよう確保することが義務づけられている（九条二項）。

（3）行政・司法手続への権利（「無差別原則」）

当事国は、自國の法システムに従いかつ要望される場合には相互主義を基礎として、越境影響を被るおそれのある自然人と法人に、自國管轄権下の人と同等な行政および司法手続へのアクセスとそこでの取扱いを提供しなければならない、とされている（九条三項）。

5 国際協力

（1）相互援助

本条約では、相互援助は国際協力の一形態と位置づけられている。当事国は、産業事故に際して他の当事国からの援助を要請することができるとされる。その際、援助を要請する当事国は、要請する援助の範囲と種類を示す必要があり、また、援助が要請された当事国は、自國が援助を提供する地位にあるかどうかを、援助要請当事国に対

して速やかに決定しかつ通報し、提供しうる援助の範囲と条件を示さなければならぬ⁽²¹⁾（一二条一項）。

関係当事国には、前記の援助の迅速な提供および一般的な援助の提供のために、援助に関して協力する義務が課せられている（一二条二項）。

（2） 国際協力

このほか、当事国には、国際協力に關して、責任の分野におけるルール、クライテリア、手続の発展を支援すること（一三条）、産業事故に対処するための方法や技術の調査とその開発における協力（一四条）、情報の交換（一五条）、および技術の交換の促進（一六条）、が義務づけられている。

6 その他条約全体に關係する規定⁽²²⁾

（1） 権限ある機関および接觸地點

当事国は、権限ある機関および産業事故の通報と相互援助のための接觸地點を指定し、かつ、それらを、事務局を通じて他の当事国に通報する義務を負う。当事国は、また、接觸地點と産業事故通報システムを、常時使用可能な状態に保たなければならない（一七条）。

（2） 秘密情報に関する制限

本条約は、秘密情報の保護についても規定しており、当事国が、個人データ、知的財産権を含む産業・商業上の秘密または国家の安全保障に関する情報を保護することを許容する。また、秘密として提供された情報の受領国

は、情報の秘密性ならびに提供の際の条件の尊重が義務づけられている（一一一条）。

四 本条約の特徴

1 条約の基本的構造

本条約の基本的な構造はつぎのようなものと理解される。すなわち、本条約は、産業事故がもたらす重大な悪影響、とりわけその越境影響を防止するために、締約国のとるべき防止、準備および対応のための措置ならびにそのための国際協力について定めている。この防止、準備、対応の適切な措置および国際協力の具体的な内容については、条約および議定書に詳細な規定が設けられている。

当事国に課せられる具体的措置の内容は若干複雑であり、つぎのような要素から成り立っている。すなわち、まず、防止措置や準備措置の前段階の手続がある。原因当事国によりあるいは関係当事国間の討議を通じて「有害な活動」が特定され、原因当事国は当該「有害な活動」を被影響当事国に通報する。被影響当事国が協議に参加する意向を表明する場合には、原因当事国は、「分析および評価」文書を被影響当事国に提供し、被影響当事国の公衆の利用に供するとともに当該公衆に意見表明の機会を与える。その後、原因当事国と被影響当事国との間で当該「有害な活動」に関する協議が実施される。原因当事国は以上の手続の結果を考慮し、活動に関する決定を理由を付して被影響当事国に通報することとされている。

つぎに、以上の手続を前提として防止措置や準備措置が策定される。防止措置の内容は附属書IVに例示されてい る。準備措置の主要なものは、緊急事態計画と産業事故通報システムの創設である。対応については、必ずしも具

体的な規定は用意されていないが、これには事故時の緊急事態計画や産業事故通報システムの運用が含まれると考えられる。さらに、緊急事態における相互援助が定められている。

このような本条約の構造については、つぎのような点が指摘されうる。第一に、防止、準備、対応という条約の基本目的のもとに、それらを実現するための詳細なしくみが用意されていること。第二に、条約の基本目的を実現するために、実体的な規定とならんが多くの手続的な規定が盛り込まれており、それらの手続的規定はとられるべき措置の内容を特定するようなものであること。第三に、手続的な諸要素には、相互にあるいは他の要素との間に何らかつながりが存在するよう見受けられること。第四に、本条約を構成する諸要素は、関連分野の先行する諸条約、とりわけ、越境環境影響評価条約、原子力事故早期通報条約、原子力事故相互援助条約に含まれている主要な要素が組み合わせられて、いるような様相を呈していること、である。

これらの点を意識しつつ、以下においては本条約の諸要素の性質に着目して、(1)産業事故の対象、言い換えるならば潜在的危険のレベルである有害な活動のとらえかた、(2)有害な活動に関する越境手続と環境影響評価手続との関係、(3)公衆の手続参加、および(4)早期通報とそのシステムについて、若干の考察を行いたい。

2 産業事故の対象となる有害な活動

産業事故を防止するため、産業事故を引き起こす可能性のある事業や施設等を有害な活動として特定し、その有害な活動を管理してゆくという手法は、本条約のほかにも、一九八八年のO E C Dの越境事故情報交換決定やE Uセベソ指令にも見られる。

有害な活動についての本条約の定義は、すでにみたように、有害物質が附属書Iに掲げるしきい値以上で存在し

またはそのおそれのある活動で、かつ、越境影響を引き起こす可能性のあるものとされている（一条(b)）。本条約は、有害な活動かどうかの判断につき、第一に、その施設や活動がどの程度有害物質に関わっているか、例えば、一定の物質を一定量以上保有しているかということと、第二に、事故の際に影響が他の当事国に及ぶおそれがあるかということの、二つの基準を用意している。

第一の基準については、O E C D 越境事故情報交換決定は、基本的には、特定の有害物質につき一定の量（しきい値）を定めるリストを作成し、これにより対象活動を特定しようとする。したがって、ここでは有害物質が指定されているために、指定された以外の物質は対象から外れることになる。ただし、このO E C D 決定には、有害物質のリストの中に可燃性物質というカテゴリーが設けられており、これについては対象となる危険物質が包括的にとらえられている。しかし、このカテゴリーは種類も少なく、限定的である。²⁴⁾

これに対して、本条約は、特定物質を指定しそれを一定量以上保有する場合を対象とするとともに、それとならんで、一定程度以上の可燃性、毒性、危険性といった多様なカテゴリーを指定してそれに該当する物質を一定量以上保有する場合もまた対象としている。⁽²⁵⁾ したがって、本条約は、前述のO E C D 決定のカテゴリーをさらに発展させたかたちとなっている。このようなカテゴリーを広範に指定する方法は、E U のセベソⅡ指令においても採用されており、特定された有害物質のリストに載らないものについても、危険性の程度というクライテリアから対象に取り込もうとする点で、さまざまな危険物質を扱う活動を包括的に条約の対象範囲に取り込むための一つの有効な方法ということができる。

第二の基準は越境影響のおそれであるが、このおそれの有無についての判断がどのようになされるかは一つの問題である。O E C D 越境事故情報交換決定は、越境影響を引き起こす可能性のある有害な施設に関して当該施設の

所在国が被影響国と情報交換を行うことを目的とするが、ここでも越境影響の可能性の判断は問題になりうる。O E C D 決定は、この点につき、有害な施設の特定に困難が生じた場合には、関係当事国間で協議を行う旨定めている。

これに対して、本条約は、この点について O E C D 決定よりも詳細な規定を置いている。すなわち、本条約では、原因当事国に一次的な判断が委ねられつつも、その判断について関係当事国間における討議と、さらには審査委員会の手続が用意されている。⁽²⁶⁾これは、条約の対象となる活動をより客観的に特定するための機能をもつ手続といえる。

3 防止措置・準備措置の前提と環境影響評価

この条約で注目される一つの点は、有害な活動の特定にはじまり、その通報から、公衆の参加、分析と評価文書の作成、そして関係当事国間の協議までのプロセスが、越境環境影響評価条約（以下、エスボオ条約とする）に規定されるプロセスときわめて類似していることである。⁽²⁷⁾両条約のプロセスの関係はどのように理解されるべきであろうか。

第一に、エスボオ条約は環境影響評価制度を定めたものであるので、そのプロセスと同様の本条約のプロセスは、その形式からするとまさに環境影響評価ということになろう。

第二に、本条約は、エスボオ条約との間の調整規定を置いている。それによれば、本条約上実施される、有害な活動に起因する産業事故の越境影響の評価が、エスボオ条約の対象にもなる場合には、エスボオ条約においてなされる最終決定は、本条約の要件を満たしていなければならないとする（四条四項）。つまり、これは、エスボオ条約

と本条約がともに適用される場面では、エス・ポオ条約の環境影響評価手続が拡張されその中に本条約の手続が組み込まれることを意味しよう。とするならば、本条約は、その中にエス・ポオ条約と同様な性質の環境影響評価の要素を含んでいることを、みずから承認しているといえるであろう。

第三に、本条約のプロセスは、実質的にも——本条約の趣旨からも——環境影響評価とができるであろうか。兩条約の違いということからすれば、エス・ポオ条約は、計画活動の通常および事故時の影響を事前に評価し、それを活動の実施の判断の際に考慮するというものであるのに対して、本条約は、新規のまたは既存の有害な活動から生じうるリスクを分析・評価し産業事故の発生防止やその備えのための措置をとるというものであり、たしかにそこには差異がある。しかしながら、本条約は、越境影響を防止するためにいかなる措置が必要とされるか、また、緊急事態において越境影響を最小限にとどめるためにどのような備えをしておく必要があるのかを決定する際に、このプロセスから得られた情報や結果を十分に勘案して決めてゆくものとしている。つまり、環境への悪影響を未然に防止するためとられる一連の事前手続であるという点では変わりはないので、本条約のこの部分のプロセスは、実質的にも環境影響評価と位置づけることが可能なよう⁽²⁸⁾思われる。

4 公衆への情報提供と手続参加

公衆に関する情報提供と手続参加については、本条約の九条に規定されている。本条約の協議の準備の個所では、附属書により公衆の参加が詳しく定められているが、九条はその根拠を提供する一般的な規定ということができる。

第一項は、有害な活動に起因する産業事故によって影響を被るおそれのある公衆は、当事国により適切な情報が

提供されると述べる。ここでは、公衆の範囲は限定されおらず、第二項の内容とあわせて考えると、公衆とは、越境影響を被るおそれのある被影響当事国の公衆も含むと解される。

また、情報提供の主体は当事国としか規定されていないので、それには、原因当事国のはか被影響当事国（論理的にはそれ以外の当事国もありうる）も含まれうる。このことは、第二文が「情報は、当事国が適当と考えるようルートを通じて伝達され」と述べているように、情報伝達の方法に柔軟性を持たせるためと考えられる。つまり、被影響当事国への実際の情報提供は、原因当事国が行う場合もありうるし、原因当事国と被影響当事国が分担あるいは協力して情報を伝達することもありうる、ということを意味しよう。

提供される情報についてはすでにみたとおりであるが、その内容からすると、ここでいう情報提供は事故の早期通報とは異なる性質のものであると考えられる。

第二項は「平等アクセス権」を定める。⁽²⁹⁾原因当事国には、影響を受ける可能性のある公衆に、防止および準備措置に関して意見を表明する機会を与えること、ならびに、被影響当事国に公衆に与えられるそのような機会は、原因当事国の公衆のそれと同等であること、が義務づけられている。もっとも、この規定には、「この条約の規定に従いかつ可能で適当な場合はいつでも」との条件が付されているので、最低限、条約および付属書の中に定められている場合、つまり、協議の準備の個所において、意見表明の機会が保証されることになるものと思われる。

ここでも第一項と同様な規定が存在する。被影響当事国に公衆に意見表明の機会を与える義務は原因当事国に課せられているが、附属書には、「当事国」が公衆の意見表明の機会を確保すること、公衆の見解は原因当事国の権限ある機関に直接または原因当事国を通じて提出されることと、規定されている（附属書Ⅲ九項）。これは、実際の意見表明とその伝達のしかたについて、条約が柔軟性を与えているものといえるであろう。第一項と第二項のこれら

のしくみには、情報提供や手続参加という公法的な性格を持ちうる手続を越境適用する際に生じる、クリティカルな問題を回避する機能が含まれているように思われる。

第三項は、「無差別原則」に関する規定である。当事国は、越境影響を被るおそれのある自國領域外の人に対し、自國の管轄権内的人が有するのと同等な行政および司法手続における法律上の権利を与える旨規定されている。

この規定については、越境環境影響評価条約に定められる被影響当事国の公衆の権利を越える、との評価も与えられている。⁽³⁰⁾ たしかに、そこには「平等アクセス権」を上回る事項が規定されている。しかしながら、この条文には、「自國の法システムに従い、かつ要望される場合には相互主義のもとで」という条件が付されていることから、この原則は当事国に義務的なものではなく、当事国にその採用につき裁量を認めているものと考えられる。

5 緊急事態計画と早期通報システム

越境影響を引き起こす可能性のある産業事故の場合あるいはその切迫した脅威がある場合、原因当事国は、被影響当事国が遅滞なく通報されるよう確保しなければならないと、本条約は規定する。

IAEAの原子力事故早期通報条約においては、締約国に、直接あるいはIAEAを通じて他の締約国へ早期通報を行うよう義務づけるとともに、権限ある機関および連絡上の機関を指定するよう定められている。このIAEA条約によれば、通報するかどうかの判断は通報国に委ねられているため、そこに通報国の裁量が大きく入り込む余地があることが指摘されている。⁽³¹⁾

これに対しても、本条約は、原因当事国が直接に被影響当事国へ通報を行うという規定のしかたをとっていない。

被影響国への通報が確保されると規定し、原因当事国の義務の内容に幾分含みをもたせている。その上で、相互に共通性のある産業事故通報システムを通じて適当なレベルで通報がなされるよう要求している。つまり、本条約は、迅速かつ確実な早期通報を、産業事故通報システムの創設とその運用によって確保しようとするのである。さらに、この産業事故通報システムの稼動は、緊急事態計画とその運用によって支えられている。すなわち、現場における緊急事態計画においては、被影響当事国に対して迅速な産業事故の通報が行われる手はずが整えられることが予定されている（附屬書VII四項(d)、五項(d)）。このように、本条約は早期通報につき、緊急事態計画においてあらかじめ用意されたルートを通じて、迅速な通報の実現を確保しようとしており、早期通報の必要性の判断も、緊急事態計画の発動とリンクさせることによりその客觀性を保とうとしている、ととらえることができるであろう。

また、本条約は、このような通報システムの実現に向けて、権限ある機関を指定しまた接触地点を指定するよう当事国に求めている。

以上の早期通報を前提に、本条約は、関係当事国に、適当な場合には共同で影響を評価し、適切な対応措置をとるために調整するよう求めている（一一条二項）。この規定は、関係当事国間による、よりいっそうの対応策の検討を促すことになろうし、また、場合によっては、この先に用意されている、相互援助へ橋渡しする役割も負つているといえるであろう。

なお、今回は、相互援助については触れる余裕がなかつたが、この点については、本条約の定める相互援助の形態および内容は、先行する IAEA の原子力事故相互援助条約の定めるところとおおむね同一である、と指摘するにとどめておきたい。⁽³²⁾

五 おわりに

以上では、本条約を構成する主要な要素について若干の分析を試みたが、ここでは、本条約の全体像について触れておきたい。

本条約は、産業事故に対する事前、事故時、事後を通じて対処するための種々の方策を用意しており、その意味で、包括的あるいは網羅的な内容をもつものといえる。また、それらの方策には多くの手続的な規定が用いられており。このような手続的な性格を持つ諸要素には、相互に何らかの関係が存在しているのであろうか。⁽³³⁾

防止、準備、対応という条約の基本的な目的と、手続的な内容をもつ諸規定との関係は次のように考えられる。本条約は、多様な産業活動において防止、準備、対応のための具体的措置はアプリオリに決定することはできない、あるいは、個別具体的な活動を離れてあらかじめ定型化された措置では状況に応じた柔軟な対応ができない、といったことを前提とした上で、個別具体的に産業事故を想定して前記のような手続を経ることによって、関係当事国間でとられるべき具体的措置がしだいに明確になってゆく、という考え方によつているように思われる。このことはまた、手続的義務を課すことによって、一定の措置の採用と実施に実効性を与えているともみることもできるであろう。防止措置、緊急事態計画、早期通報システムの策定と環境影響評価とは、このように機能的にも密接な関係があるといえる。ここで特徴的なことは、環境影響評価という手続的規則が、措置の策定という実体的規則の一部に組み込まれていることである。

緊急事態計画と早期通報システムの関係については、すでに述べたとおりである。また、緊急事態計画と早期通

報は、準備の性質をもつと同時にそれらの実行は対応の性質も有しており、そこには準備と対応の間に関連性が認められる。しかし、他方、相互援助については、これは必要に応じ要請に基づいてなされ、かつ、援助国の同意の上に具体的な援助が提供されるというものであるから、手続的規則の延長上に単純には位置づけられないであろうし、また、条約の他の要素との関係も必ずしも密接とは言えないようと思われる。ただ、相互援助においても、援助要請の判断に際して、早期通報やそれに基づく協議は有用なものとなりうる。⁽³⁵⁾

手続的規則に關してもう一つ興味深い点は、本条約においては、通報や協議や環境影響評価に關連する手続が、目的に応じて種々のものがさまざまなレベルで用意されている点である。⁽³⁶⁾これにより、事前防止のための手續的規則の全体像は、通報を起点に環境影響評価を経て協議へと連結する手續と単純に理解するだけではすまなくなることも予想され、それぞれの手續の性質と機能をさらに検討する必要があろう。この点は今後の課題としたい。

最後に、本条約の定める義務の性質について触れておきたい。事後責任との関係について、本条約は、当事国が責任の分野におけるルール、クライテリア、手續を検討する国際的努力を支持することとするだけであり、事後責任に直接関係する規定を設けてはいない。⁽³⁷⁾

本条約には、手續的規定と実体的規定とが共に存在しているが、その手續的規定の性質は、越境環境影響評価条約や原子力事故早期通報条約と同様なものととらえられる。これらの手續的規定の違反も国際違法行為となりうるであろうが、その場合に、行為と特定の損害発生との間の因果関係の確定が難しいために、結局のところ、そのような違反は、賠償責任の発生をもたらすような違反行為とはなりがたいものと考えられる。

他方、実体的な規定については、その内容は、基本的には「適当な措置をとる」とこととされているが、これは「相当な注意」義務と同一の内容をもつものと解される。防止および準備については、それぞれ、前置される手續

的規定を踏まえて有害な活動に関連する防止措置をとりまた緊急事態計画を作成する」ととされている。しかし、一切そのような措置を取らない場合はともかく、一定の措置がとられている場合には、あるいは、手続的規定を通じて得られた結論や情報に、防止措置や準備措置をとるにあたり一定程度考慮が払われている場合には、そこにどのように「相当な注意」の欠如を認定するかはそれほど簡単な問題ではないであろう。対応についてもまた同様のことがいえる。その結果、本条約の実体的規定は、事後賠償責任を生じさせるには必ずしも十分に機能しないような内容の規定にとどまるものといふことにならう（六条一項）。

注

- (1) United Nations Economic Commission for Europe, Convention on the Transboundary Effects of Industrial Accidents, 31 *International Legal Materials* (1992), p. 1330. 一九九八年五月四日現在で、以下の諸国が本条約に署名している。アルベニア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ合衆国および欧州共同体。
- (2) 本条約は、批准、受諾、承認または加入の第十六番目の文書が寄託された後、九〇日目に効力を生ずる、とされており（三十条一項）。一九八八年五月四日現在で、以下の諸国が本条約を批准している。アルベニア、アルメニア、ブルガリア、ギリシャ、ハンガリー、ルクセンブルク、ノルウェー、モルドバ、ロシアおよびスペイン。
- (3) ECEの対象とする地理的範囲は、北米・西欧・中欧・東欧および中央アジアであり、その結果、主要な先進工業国の大半がここに含まれる。
- (4) UN/ECE Convention on Long-range Transboundary Air Pollution, 18 *I.L.M.* (1979), p. 1442. ①の条約に関連する議定書は、一九八四年の大気汚染物質の長距離移動の監視と評価に関する協力計画の長期的資金供与に関する議定書（EMEP議定書）、一九八五年の硫黄削減議定書、一九八八年の窒素酸化物削減議定書、一九九一年の揮発性有機化合物管理議定

翻訳：一九九四年の硫黄追加削減目標、おやべ。

- (5) UN/ECE Convention on Environmental Impact Assessment in a Transboundary Context, 30 *I.L.M.*(1991), p. 800.
- (6) UN/ECE Convention on the Protection and Use of Transboundary Watercourses and International Lakes, 31 *I.L.M.* (1992), p. 1312.
- (7) Vienna Convention on Early Notification on a Nuclear Accident, 25 *I.L.M.* (1986), p. 1370.
- (8) Vienna Convention on Assistance in the Case of a Nuclear Accident or Radiological Emergency, 25 *I.L.M.* (1986), p. 1377.
- (9) Council Directive 82/501/EEC of 24 June 1982 on the Major-accident Hazards of Certain Industrial Activities (As Amended), P. Sands, *Principles of International Environmental Law*, vol. III, p. 623.
- (10) Council Directive 96/82/EC of 9 December 1996 on the control of major-accident hazards involving dangerous substances, O.J. L 010, 14, 1, 1997, p. 13. テテハ一連の指令が発効してから五年後（一九九九年二月二日）廃止予定。
翻訳：おやべ（一九九九年二月二日）廃止。
- (11) Press Release ECE/ENV/98/6. (<http://www.uneece.org/press/98env6.htm>)
- (12) OECD, Decision of the Council on the Exchange of Information concerning Accidents Capable of Causing Transfrontier Damage, C(88)84(Final), 28 *I.L.M.* (1989), p.247. ○EUO△G取扱い H. Smets, "The Right to Information on the Risks Created by Hazardous Installations at the National and International Levels", in *International Responsibility for Environmental Harm* (1991, ed. by F. Francioni & T. Scovazzi) pp. 449-450.
- (13) 以上のせんじゅ、一〇、UNEPによる産業事故の取組みがなされている。この点は、P. Sands, *op. cit.* (*supra* n. 9), vol. I, p. 458.
- (14) 以上のせんじゅ、当事国はなじめのもので、一般的義務が課せられてる。たとえば、「防災」準備および対応措置を推進するための政策と戦略を、情報交換、協議およびその他の協力措置を通じて不適に遅れないべく、発展させ実施する」と、運用者が、有害な活動の安全な実施および産業事故の防止のために、すべての必要な措置をとる義務を負うもの確保するべし。」条約の実施のため、適切な立法上、規則上、行政上および財政上の措置をとるべしである。また、本

- (15) 条約の規定は、産業事故および有害な活動に関する国際法上の当事国の義務には影響を及ぼさないとされる（二条）。
- (16) この討議により関係当事国が合意に達せず、「有害な活動」を特定しえない場合には、いずれの関係当事国も、問題を審査委員会に付託することができ、審査委員会はその最終意見を示すこととされる（附属書Ⅱ）。この最終意見の法的効力は、助言にとどまるが（四条二項）この手続 자체が重要な意味を持つものと考えられる。また、関係当事国は、附属書Iの対象にならない活動を「有害な活動」として取り扱うことを合意することができる（五条）。
- (17) 被通報当事国が、協議に不参加の意向を表明する場合または特定された時期までに返答をしない場合には、この手続はここで停止し、協議は開始されない（附属書Ⅲ五項）。
- (18) また、他方、被影響当事国は、自国管轄下の越境影響の可能性に関する情報を、原因当事国に対し、その請求に基づいて提供しなければならない（附属書Ⅲ七項）。
- (19) このほか、関係当事国は、協議開始時に、協議期間の合理的な時間的枠組みについて合意することとされている。
- (20) 関係当事国は、協議の時点で利用できなかつた追加的な関連情報が利用可能となつた場合には、その関連情報を直ちに他の関係当事国に通報し、請求に基づき再協議を開始することとされている（附属書Ⅲ一三項）。
- (21) 被影響当事国にも、影響を受けるおそれのある地域における重大な開発について、意思決定に関する政策を立案する努力義務が課せられている。
- (22) 援助の条件等については、附属書においてつきのように定められている。(1)援助の指揮、管理、調整および監督は、要請当事国の責任であり、援助活動に携わる職員は、要請当事国の法律に従う。要請当事国は援助当事国を指定する機関と協力する義務を負う。(2)要請当事国は、援助に関する地域の施設やサービスの提供義務を負い、また、自国領域に入る職員、装備、物資を保護する義務を負う。(3)援助は要請当事国の費用によりなされる。他方、援助当事国は費用を放棄することができる。(4)要請当事国は、援助当事国およびその人員に対し、必要な特権、免除および便宜を供与するよう最大限の努力を払う。(5)当事国は、要請当事国または援助当事国を要請に基づいて、援助のための正式に通報された職員、装備および財産の、要請当事国との出入りのための自国領域内の通過を容易にするよう努力する。(6)要請当事国は、正式に通報された職員および援助に関与する装備や財産の、自国領域内の進入、在留、出発を容易にする義務を負う。(7)要請当事国は、援助の過程で自国内に生じた、人の死亡や負傷、財産上の損害や損失または環境への損害については、無害なものとする義務

務を負う。要請当事国は、援助当事国またはその人員に補償を行い、その人員の死亡または負傷、援助に関する装備や財産の損失や損害に対して賠償を行わなければならない。また、要請当事国は、援助当事国またはその人員に対して第三者が提起する請求に対処する。(8)関係当事国は、援助活動に起因する法律上の手続や請求を解決するため、緊密に協力する義務を負う。(9)当事国は、事故に関わる人の、他の当事国の領域内における医療または一時的な移転に関して、援助を要請することができる。(10)被影響当事国または要請当事国は、援助の終了を、適当な協議および通報の後に、いつでも要請することができる（附属書X）。

(22) 情報交換の対象となる要素として、つぎのこととが例示されている。(a)立法上、行政上の措置、政策、目標および優先順位、(b)措置および緊急事態計画、(c)モニタリング、計画策定、調査開発のためのプログラム、(d)防止、準備および対応に關してとられる措置、(e)産業事故の経験とその対応の協力、(f)利用可能な最高の技術の開発と適用、(g)緊急事態の準備と対応、(h)越境影響のモニタリングや評価のためのクライティリアを含む、リスクの予測に用いられる方法（附属書XI）。

(23) 本項に述べるもののはか、以下のような内容の規定が存在する。(ア)当事国は、本条約の実施に關して定期的に報告を行うよう義務づけられる（二三條）。また、当事国には、この条約よりもより厳しい措置をとることが許容される（二四條二項）。(イ)紛争解決については、本条約は、二種類の紛争解決方法を用意しており、当事国は、国際司法裁判所（I C J）および条約の定める仲裁手続（付属書III）の一方または両方による紛争解決を受諾する宣言を行うことができる、とされる（二二條）。(ウ)条約の改正について、本条約はやや複雑な規定を置いている。付属書Iを除く条約の改正は、当事国のコンセンサスにより採択される。一六カ国が改正を批准すると、改正を受諾した当事国につき、その効力が発生する。他方、付属書Iの改正も、コンセンサスを原則とするが、コンセンサスが得られない場合には、出席し投票する当事国の一〇分の九の多数決により採択される。この場合、少なくとも一六カ国が改正を承諾できない旨の通報をしない限り、すべての当事国にその効力が発生する。ただし、条約に基づき改正を承諾しない旨の通報をした当事国には効力は生じない（二六條）。(エ)当事国会議は、少なくとも一年に一度開催されることとされ、そこでは、条約の実施の検討、産業事故の越境影響の防止、準備および対応の能力の強化、産業事故に直面した当事国への技術的な援助と助言の提供、ならびに、その他調査研究等を行うこととされる（二八條）。当事国会議には、このほか、情報・データの収集と普及、調査・訓練および方法論、技術的な援助、ならびに、緊急時の援助といった項目についての作業プログラムを創設する任務が与えられている

(附屬書Ⅹ)。

- (24) いのO E C D の決定の附屬書Ⅲには、有害な物質のしきい値が定められている。そこには二つの項目があり、第一に、可燃性、爆発性または酸化性物質として、三つの物質および可燃性ガスと高度可燃性液体の二つのカテゴリーが、第二に、人や環境に有毒な物質として一五種類の物質があげられている。
- (25) 附屬書Ⅰ（有害な活動を定義するための有害物質）には、特定物質（第Ⅱ部）として十三種類の物質が指定されているほか、物質および薬剤のカテゴリー（第一部）として八種類が掲げられている。それらのカテゴリーは、可燃性ガス、高度可燃性液体、きわめて危険な毒物、毒物、酸化物、爆発物、可燃性液体および環境に対し危険性を有するものである。物質や薬剤の危険性の判断にあたっては、可燃性物質については沸点や引火点が、また、危険性のある物質については実験動物の半致死量（LD₅₀）などが、クライテリアとして用いられている。
- (26) なお、対象となる活動の適用除外については、本条約についてはすでに触れた通りであるが、O E C D 決定は軍事および原子力施設を、E U セベソⅡ指令は、軍事、放射線、輸送とその途中の一時的な貯蔵、パイプライン輸送、採掘産業活動、廃棄物の埋立地を、適用除外としている。
- (27) エスボオ条約の内容およびその環境影響評価手続については、田代薰子「国際環境アセスメント制度の実効性・効率性を確保する手続——エスボー条約を素材として——」第一経大論集、二七巻（一九九八年）四号、三七頁、拙稿「越境環境影響評価に関する国連欧州経済委員会条約」佐賀大学経済論集二五巻（一九九一年）二号、一一三頁。
- (28) サンズは、本条約のテキストを環境影響評価の個所に分類して掲載している。P. Sands, *op. cit. (supra n.9)*, vol.II B, p. 1351. 本条約四条および附屬書Ⅲの手続を環境アセスメント手続として、南論子「国際環境法の発展と環境アセスメント」一橋論叢、一一五巻（一九九六年）一号、一〇五頁（注一六）。
- (29) 「平等アセス権」および「無差別原則」については、実体的な側面をもつものが「無差別原則」であり、手続的な側面をもつものが「平等アセス権」であるとされる。これらの概念とその区別について、畠山武道「国内法の適用による越境汚染の規制」、「国際法と国内法」（山本草二先生還暦記念）一九九一年、四八六頁以下。
- (30) P. Sands, *op. cit. (supra n.9)*, vol.I, p.461.
- (31) P. N. Okowa, "Procedural Obligations in International Environmental Agreements," 67 *B.Y.J.L.* (1996), pp. 296-297.

(32) 相互援助に関する総合的な研究として、柴田明穂「自然及び産業災害時の国際緊急救援制度の成立」岡山大学法学会雑誌四六巻（一九九七年）三・四号、三四七頁。

(33) 環境影響評価と通報、協議との関係については、以前、若干の検討を行ったので、ここでは省略する。拙稿（前掲、注二七）。

(34) この点に関して、南論子「国際環境法における環境アセスメントの「事前審査」機能」一橋論叢一一八巻（一九九七年）一号、一六九頁。そこでは、環境影響評価は、国家の一方的な意思決定をある程度制限し得る、また、具体的な基準になり得ないような環境保護義務を個別的に具体化することに貢献する、「事前審査」機能をもつものと位置づけられている。

(35) たとえば、援助の要請が、自国のもたらした越境影響に対処しようとする原因当事国によってなされる場合や、被影響当事国によつてなされる場合、がある。

(36) ちなみに、「分析および評価」は、緊急事態計画、立地における意思決定、公衆への通報、防止措置で用いられ（附属書V）、また、対応措置について共同の影響評価が予定されている。通報も、有害な活動の通報、分析および評価の提供、緊急事態計画の通報といったものがある。協議は、有害な活動を特定するための討議、有害な活動についての協議がある。

(37) なお、この分野の事後責任に関しては、一九九三年六月二一日に欧州審議会のもとで、環境に危険な活動に起因する損害についての民事責任条約（ルガノ条約）が採択されている（未発効）。